

## 平成 29 年 4 月 1 日から泉南市立樽井防災コミュニティセンターを開館します。

### ○樽井防災コミュニティセンターとは

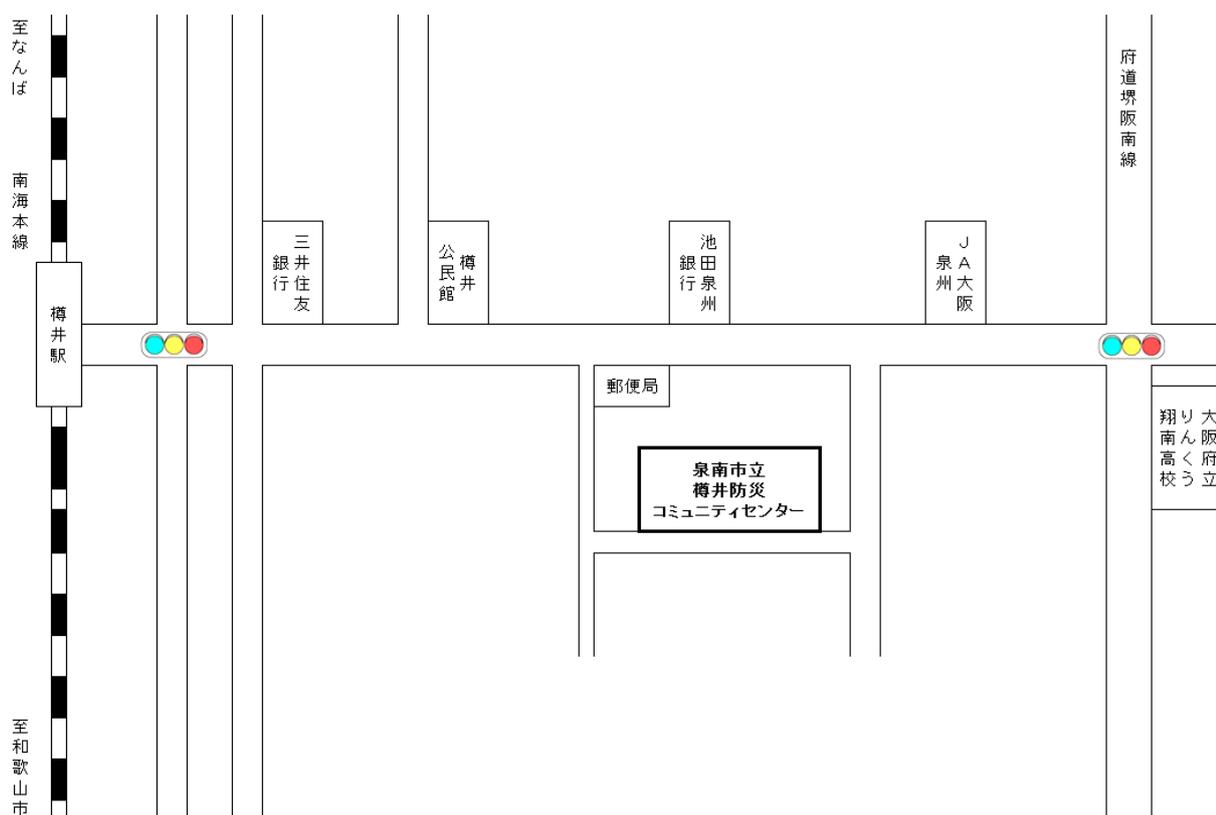
泉南市立樽井防災コミュニティセンターは、地震や台風等の災害時に避難場所として、また防災資機材や備蓄品を保管し、応急活動を行う地域の防災拠点です。また平常時には、防災教育、訓練などを行い防災意識の向上を図るとともに、災害時に重要な役割を担うコミュニティの活性化を図るための交流活動を行う地域のコミュニティセンターとして、皆様にご利用いただけます。

### ○センターの機能

- (1) 災害時における応急対策の活動拠点及び避難所
- (2) 防災に関する資機材及び備蓄品の保管
- (3) 防災教育、防災活動その他の防災意識の向上を図る活動
- (4) コミュニティの活性化につながる交流活動

### ○施設概要

- ・所在地 泉南市樽井五丁目 1 4 番 1 2 号 (旧樽井幼稚園)



- ・開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- ・休館日 毎月第 1 及び第 3 日曜日、祝日、年末年始

○申込方法

泉南市立樽井防災コミュニティセンター使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、印鑑を捺印したうえで、使用料を添えて下記の期間内にセンターへ申し込んでください。

使用できる内容と申請期間

申請内容（活動内容）	申請期間
防災教育、防災活動その他の防災意識の向上を図る活動の場合	使用日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日の時はその翌日）から使用日の3日前（その日が休館日の時はその前日）まで 例 平成29年4月5日に利用する場合、1月4日から受付
コミュニティの活性化につながる交流活動の場合	使用日の属する月の2月前の月の初日（その日が休館日の時はその翌日）から使用日の3日前（その日が休館日の時はその前日）まで 例 平成29年4月5日に利用する場合、2月1日から受付

※申込みは月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、電話予約は不可。

○使用料

- (1) 本施設は、災害時における地域防災の拠点であり、市民の防災意識の向上を図ることを目的としているため、防災教育、防災活動その他の防災意識の向上を図る使用の場合は、使用料を無料としています。
- (2) コミュニティの活性化につながる交流活動の場合は、申し込みの際に使用料の納付が必要となります。

樽井防災コミュニティセンターの使用料一覧表

使用区分	使用料 (円)					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的室 (90人)	1,700	2,900	3,200	4,600	6,100	7,800
冷暖房	900	1,200	900	2,400	2,400	3,600
研修室1 (25人)	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,800
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
研修室2 (35人)	1,000	1,800	2,000	2,800	3,800	4,800
冷暖房	600	800	600	1,600	1,600	2,400
研修室3 (35人)	1,000	1,800	2,000	2,800	3,800	4,800
冷暖房	600	800	600	1,600	1,600	2,400
研修室4 (30人)	900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
研修室5 (30人)	900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
研修室6 (30人)	900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
会議室1 (25人)	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,800
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
会議室2 (25人)	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,800
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
給食給水室 (15人)	1,100	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
グラウンド	500	500	500	1,000	1,000	1,500

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとします。
- 2 使用区分に満たない使用時間の端数は、当該使用区分とみなします。
- 3 使用室が2室以上にわたる場合における使用料の額は、それらの合算額とします。

#### ○使用の制限

次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しません。

- (1) 営利を目的とした使用であると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

#### ○施設使用の注意点

- ・使用用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- ・使用料の還付は原則行いません。ただし、許可日の7日前までの取り消しの申し出は全額、3日前までの場合は半額とします。
- ・申し込みは先着順です。
- ・また、正式な手続きを行う前の仮予約はできません。
- ・電話及びメール等インターネットによる受付はできません。